

公営住宅法改正（H23.5公布）に伴う入居
収入基準の大阪府営住宅条例改正
（H25.4施行）の基本的な考え方について

平成24年6月5日

公営住宅法の改正内容

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(公布日H23.5.2、施行日H24.4.1)

【改正内容】

1. 整備基準の条例委任⇒施行日から1年の期間内に条例化
2. 同居親族要件の廃止⇒施行済み
3. 入居収入基準等の条例委任⇒施行日から1年の期間内に条例化



H24. 1. 31

[第31回 大阪府住宅まちづくり審議会](#)で説明

前回(第31回)大阪府住宅まちづくり審議会での主な意見

- ① 本来階層の入居を制限することにならないのか。
府営住宅総数を縮減する方向の中で、本来階層(月収15.8万円)を継続し、裁量階層の基準を拡大(月収21.4万円⇒25.9万円)するなら、どのように本来階層の入居を確保するのか。
- ② コミュニティの活性化は、住宅政策として、単身者入居やセーフティネットの確保の問題について議論が必要。
単に、若者や所得がある人を入居させるとコミュニティ問題が解決すると言いきれない。平成21年度審議会のコミュニティ答申を参考とすべき。
- ③ 法改正に伴い、緊急に対応すべき事項と、住宅政策全般にわたり引き続き議論する事項を整理すべき。

緊急に対応すべき事項

- **本来階層の入居収入基準の条例委任**
国が示す15万8千円(収入分位25%)以下の基準を参酌し25万9千円以下で事業主体が条例で定める。
- **裁量階層**として特に居住の安定を図る必要がある者を条例に規定
入居者の心身又は世帯構成、区域内の住宅事情その他事情を勘案し、特に居住の安定を図る者を条例で定める。
- **裁量階層の入居収入基準の条例委任**
25万9千円(収入分位40%⇒50%へ政令で変更)以下で事業主体が条例で定める。

本来階層の入居収入基準

現行	改正案
15万8千円(収入分位25%)以下	現行どおり(参酌基準どおり、15万8千円(収入分位25%)以下と設定)

考え方

- ・全国的に本来階層を変更する事業主体はないこと
- ・住宅に困窮する低額所得者には全国どこにおいても入居機会が確保されるべきであること など

裁量階層の対象者の範囲

現行	改正案
高齢者(60歳以上) 障がい者世帯 戦傷病者世帯 原子爆弾被爆者世帯 海外からの引揚者世帯 ハンセン病療養所世帯 小学校就学前の子供のある世帯	小学校就学前の子供のある世帯の拡充 ・高校修了期(18歳に達した年度)まで拡大 新婚世帯を新たに追加 上記以外は現行どおり

小学校就学前の子供のある世帯の拡充及び新婚世帯を新たに追加

⇒ [政策的な子育て支援](#)、新婚世帯については子育て予備世帯

⇒ [他都道府県の状況](#)

裁量階層の入居収入基準

現行	改正案
21万4千円(収入分位40%)以下	現行どおり。 ただし、子育て世帯及び新婚世帯については、25万9千円(収入分位50%)以下と設定

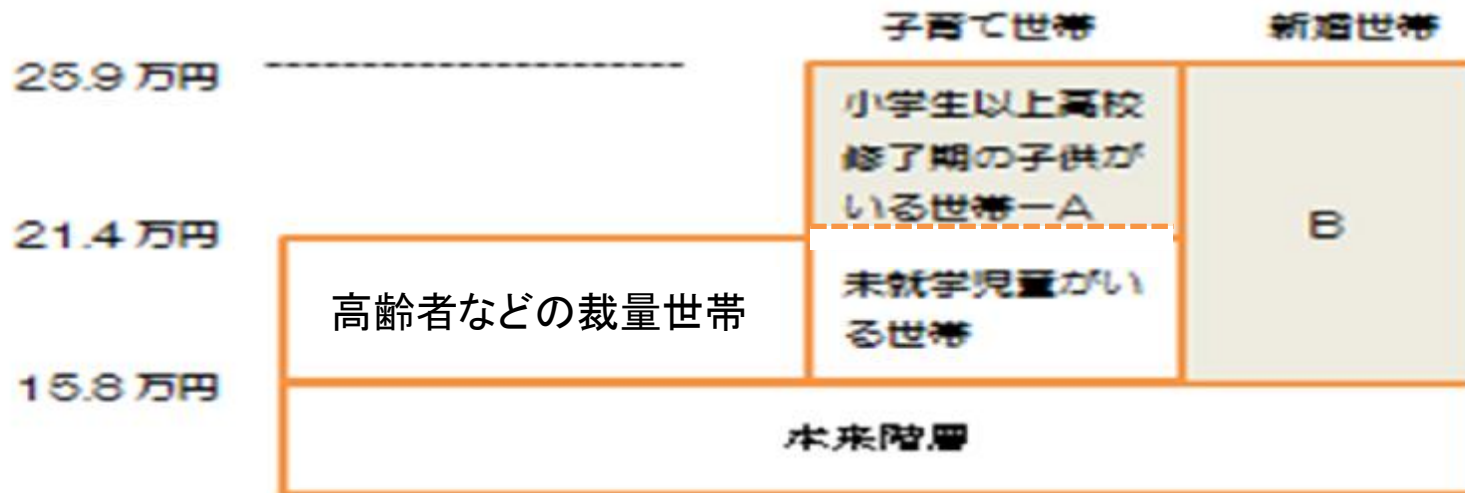
考え方

- ・高齢者等の裁量階層については、依然として入居拒否の実態があるため、現行どおりとする。
- ・政策的に子育て支援やコミュニティの担い手になりうる活力層の誘引を図るため、子育て世帯及び新婚世帯に限定して引き上げを行う。

他都道府県の状況

裁量階層の入居収入基準を変更する事業主体は限られている。

入居収入基準の見直し概要(大阪府)

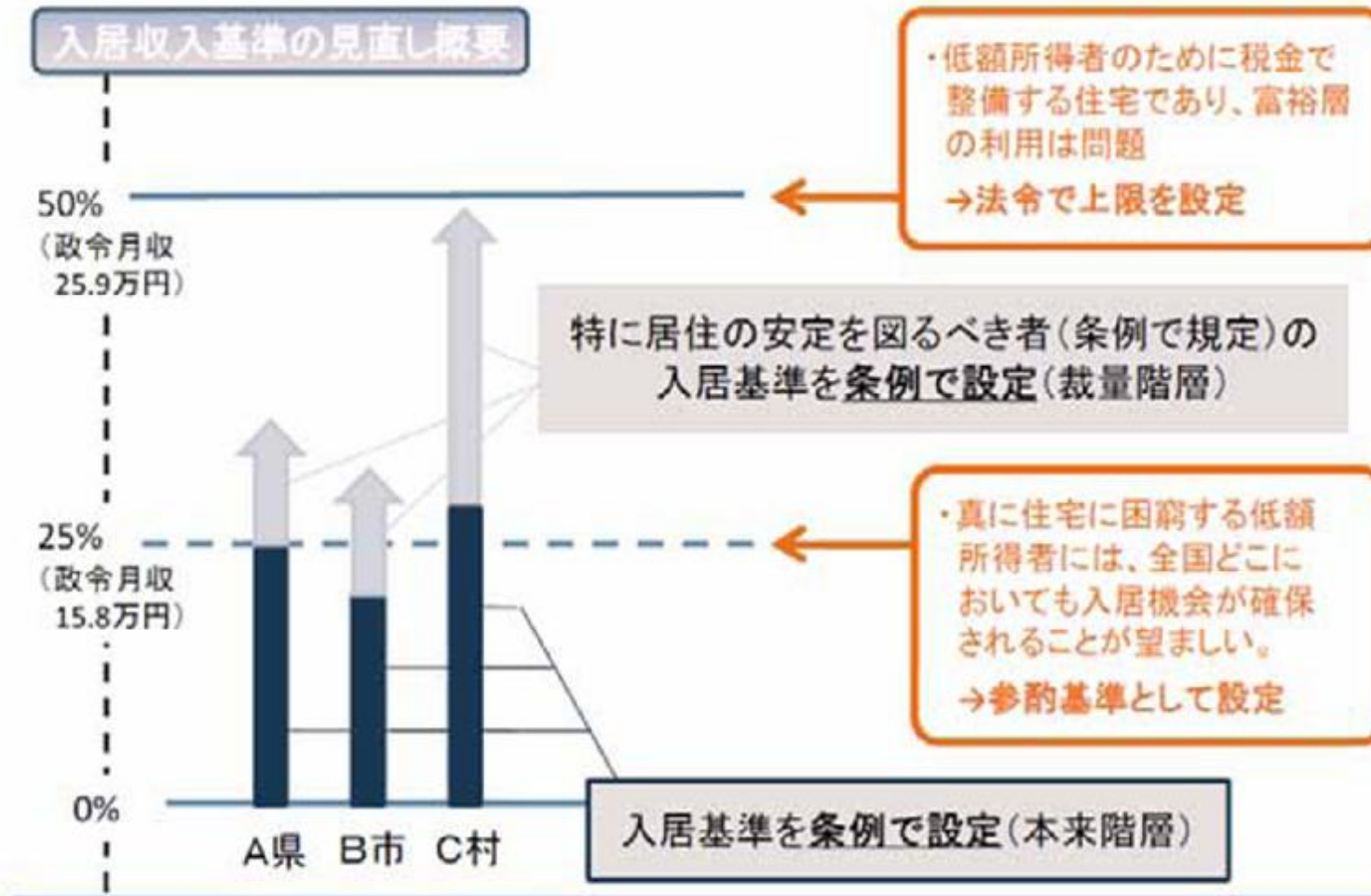


拡充範囲

- ・子育て世帯であって、月収が21.4万円を超え25.9万円以下の世帯が入居可能となる。
- ・新婚世帯であって、月収が15.8万円を超え25.9万円以下の世帯が入居可能となる。

關係資料

入居収入基準の見直し概要



「裁量階層」の対象層

- 公営住宅法施行令第6条(旧)
 - 一 入居者又は同居者にイからハまでのいずれかに該当する者がある場合
 - イ 障害者基本法第二条に規定する障害者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
 - ロ 戦傷病者特別援護法第二条第一項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
 - ハ 第一項第四号、第六号又は第七号に該当する者
 - ・ 四号 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - ・ 六号 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して五年を経過していないもの
 - ・ 七号 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律に規定するハンセン病療養所入所者等
 - 二 入居者が六十歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが六十歳以上又は十八歳未満の者である場合
 - 三 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

子育て世帯等に対する行政計画等の位置づけ

- 「子ども」：おおむね18歳未満の者（大阪府子ども条例第2条第1号）
「児童の権利に関する条約」「児童福祉法」「児童の虐待等の防止に関する法律」等に準拠。
- 将来ビジョン・大阪（H20.12）
子どもからお年寄りまで誰もが安全・安心ナンバー1 大阪
子育て支援日本一戦略
・新婚、子育て世帯向け公営住宅等の提供
- こども・未来プラン（大阪府次世代育成支援行動計画）後期計画（H22.3）
【子育てしやすい住宅の提供】
「子育て世帯等を対象とした府営住宅の募集を実施するなど、
良質なファミリー向け住宅を提供します。」
「子育て世帯等が円滑に民間賃貸住宅に入居できるよう、
住宅探しをサポートします。」

子育て目標：いきいき子育て						
施策区分	出産前から周産期	乳幼児期	学童期・思春期			青年期
			小学校	中学校	高校	
生活環境の整備	安全・安心なまちづくりの推進					
	子育てしやすい住宅の提供					
	妊婦・親子連れ等に配慮したまちづくりの推進					